

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>(別記事業関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）、信託業法施行規則（平成20年内閣府令第107号）、<u>株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成20年財務省令第60号）及び株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成24年財務省令第15号）</u>の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～16 (略)</p>	<p>(別記事業関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）、信託業法施行規則（平成20年内閣府令第107号）<u>及び株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成20年財務省令第60号）</u>の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～16 (略)</p>